

令和7年度児童・母子福祉担当職員新任研修

「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」 の推進について



2025年5月20日

愛知県福祉局子育て支援課

講義の内容

- 1 少子化の現状等について
- 2 「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」について
- 3 愛知県の取組
- 4 国の動き
- 5 おわりに

愛知県子育て応援マスコット・キャラクター「はぐみん」

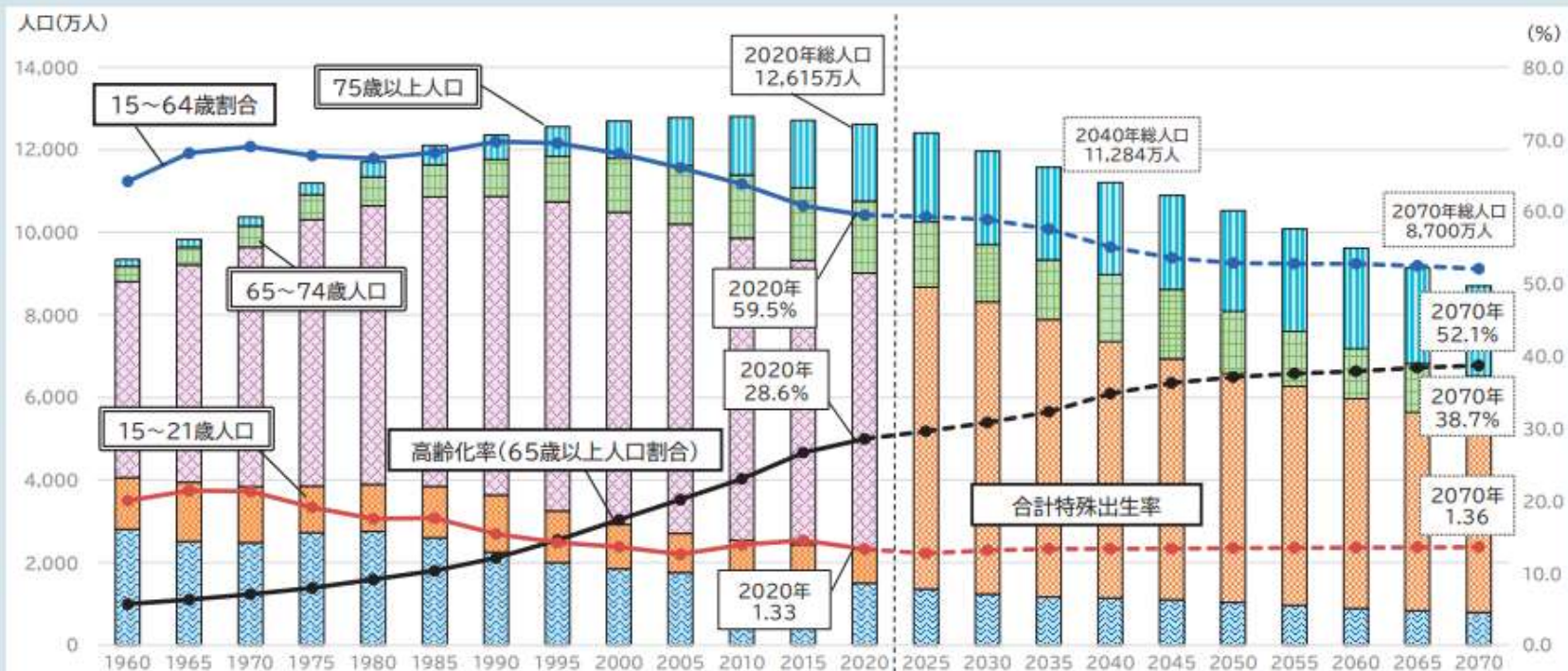


愛知県の子育て・子育て応援マスコットキャラクターである「はぐみん」は、「家庭円満や平和」を象徴する「まる」をテーマに、卵からひよこ、ニワトリという成長過程を描いています。また、「はぐみん」という名前は、「育み・育む」という言葉と、抱きしめるという意味を持つ「Hug」という言葉が由来です。

1 少子化の現状等について

(1) 日本の総人口の推移と見通し

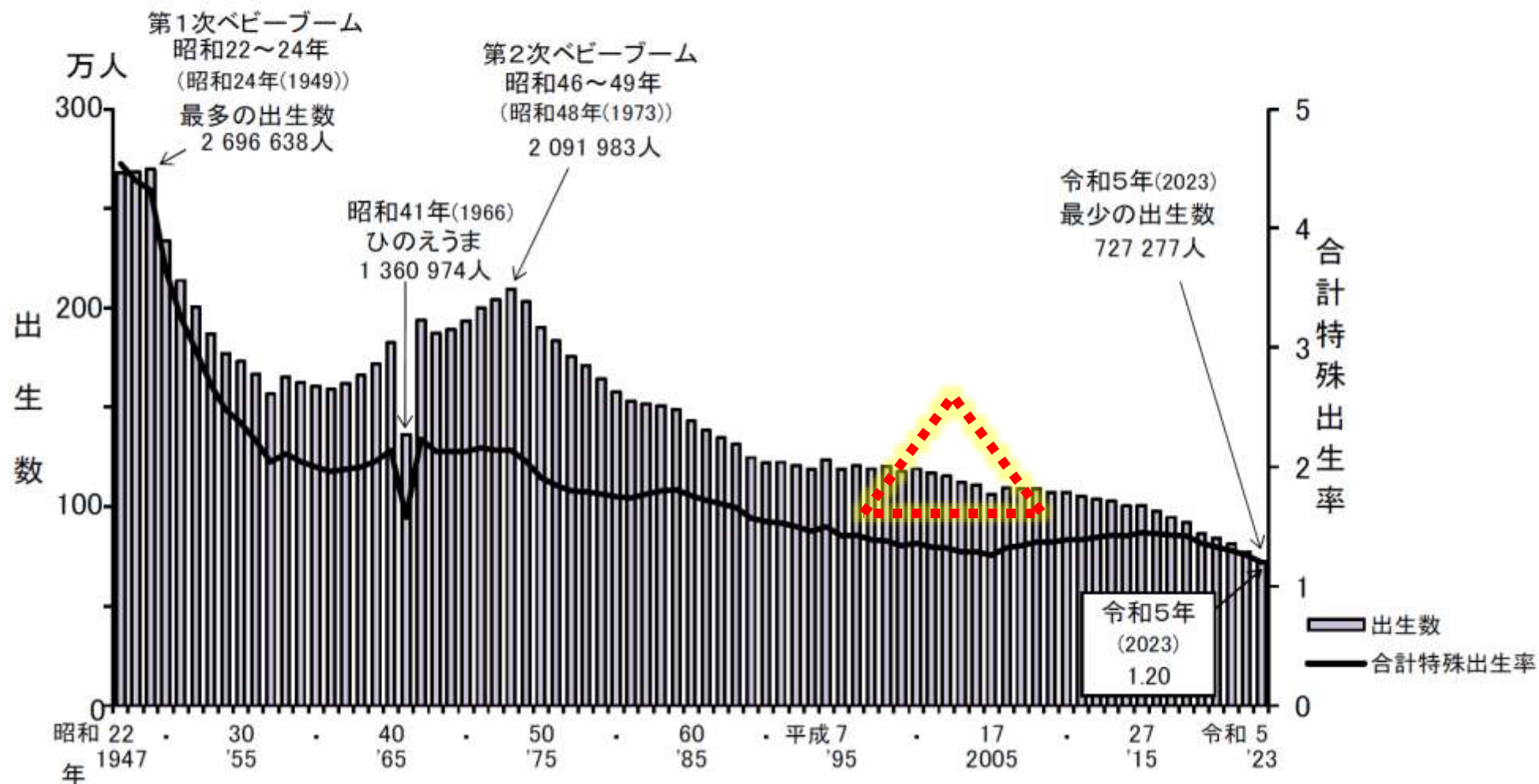
図表 1-1-1 日本の人口の推移



資料：1960年～1970年の人口は総務省「国勢調査」、1975年～2015年の人口は総務省「国勢調査」（年齢不詳の人口を各歳別にあん分した人口）、2020年の人口は総務省「国勢調査」（不詳補完値）（各年10月1日現在）、1960年～2020年の合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降の人口と合計特殊出生率は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）。

（注）経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development; OECD）では、15歳から64歳までの人々を生産年齢人口としている。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移



資料:厚生労働省「令和4年(2022)人口動態統計月報年計(概数)の概況 結果の概要」

2023（令和5）年度の**本県の合計特殊出生率**は**1.29**（全国1.20）で、安定的に人口を維持できるといわれている2.07を大きく下回っており、依然として少子化傾向が続いている。
（愛知県の合計特殊出生率は全国第25位）

合計特殊出生率の状況

年度	県	全国
2023	1.29	1.20
2022	1.35	1.26
2021	1.41	1.30

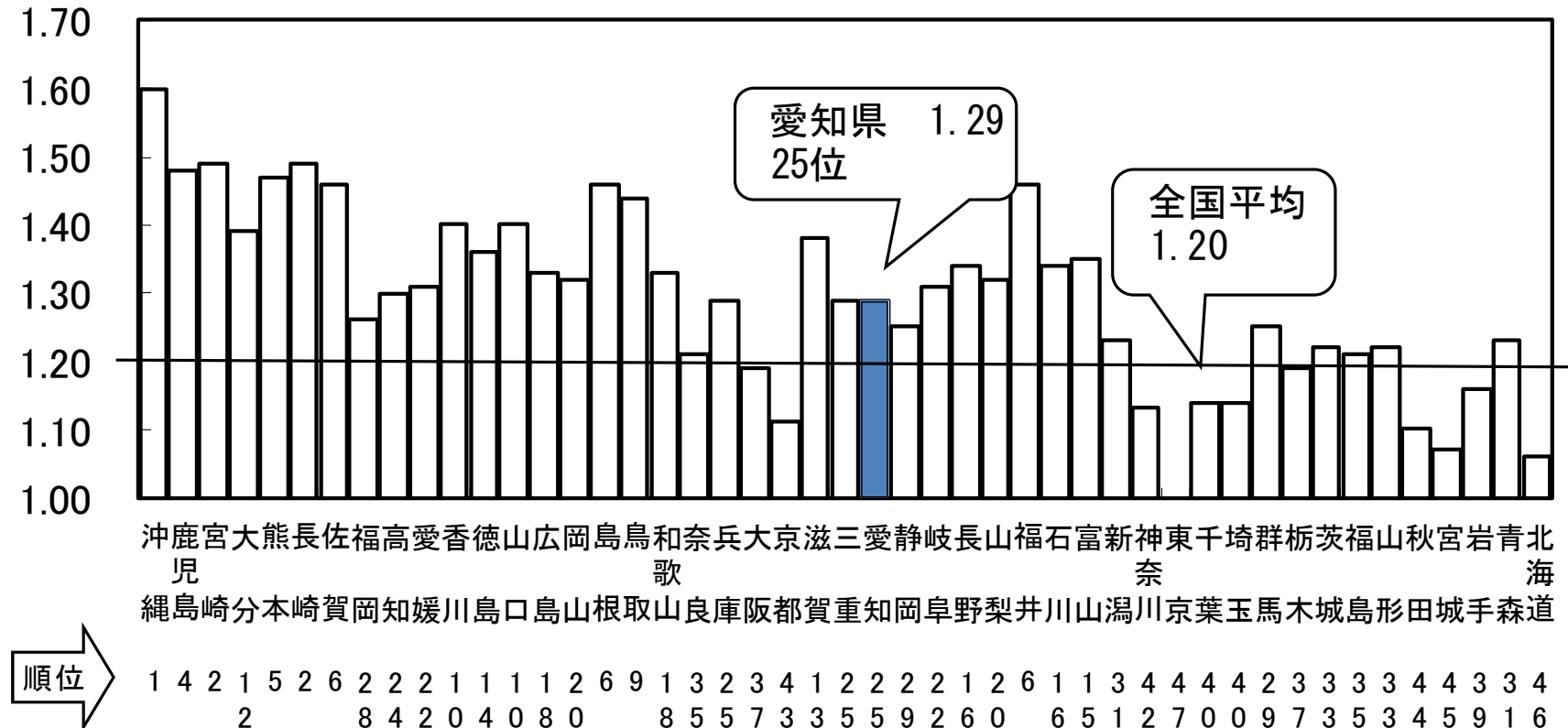
愛知県は全国25位

愛知県は全国26位

愛知県は全国23位

※合計特殊出生率（広辞苑）
女性が妊娠可能な期間に通常の出生率で子どもを産むとして、生涯の間に産む子どもの数を表したもの

都道府県別合計特殊出生率（2023年）



※ 厚生労働省「2023年人口動態統計(概数)」より作成

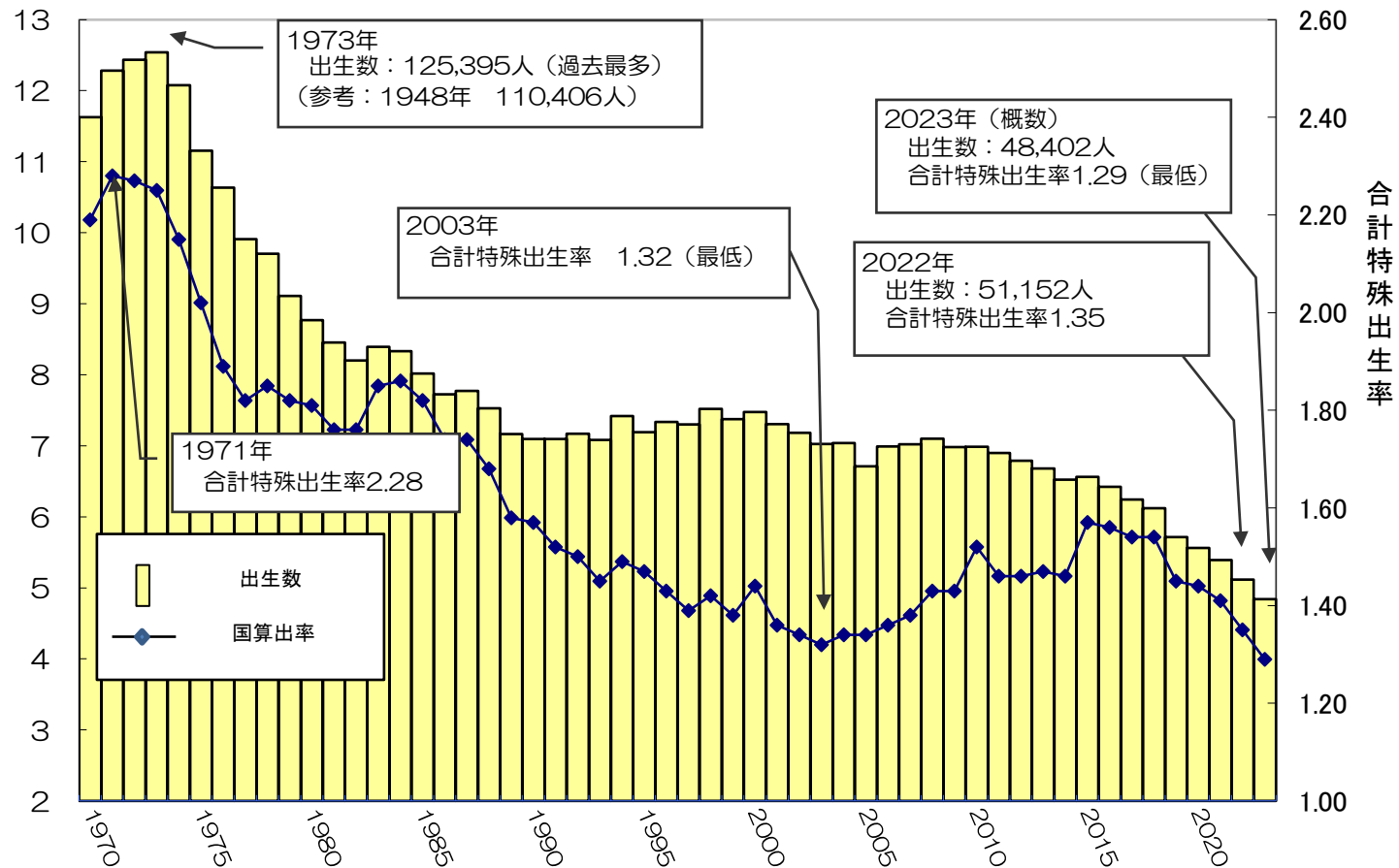
2023（令和5）年の本県の出生数は48,402人で、最も多かった1973（昭和48）年の125,395人と比べて約4割となっている。

愛知県の出生数の推移

年 度	1973	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
愛知県	125,395	64,231	62,436	61,230	57,145	55,613	53,918	51,152	48,402
	(最多)								(最少)

※厚生労働省「2023年人口動態統計（概数）」より作成

合計特殊出生率と出生数の推移（愛知県）



※ 愛知県「愛知県衛生年報」、厚生労働省「人口動態統計」より作成

(2) 結婚に関する状況

少子化の要因として「**未婚化**」「**晩婚化**」があり、特に日本では、子どもは結婚してから生まれる場合がほとんどであるため、結婚しない人たちの割合が増えると、出生数に影響を与える。

50歳時の未婚の割合（生涯未婚率）

2020(令和2)年国勢調査(総務省)

男性：26.99%（愛知県）※男性は45年前（1975年）の約**14.4倍**

女性：14.51%（"）女性も2000年以降急増し 約**3.4倍**

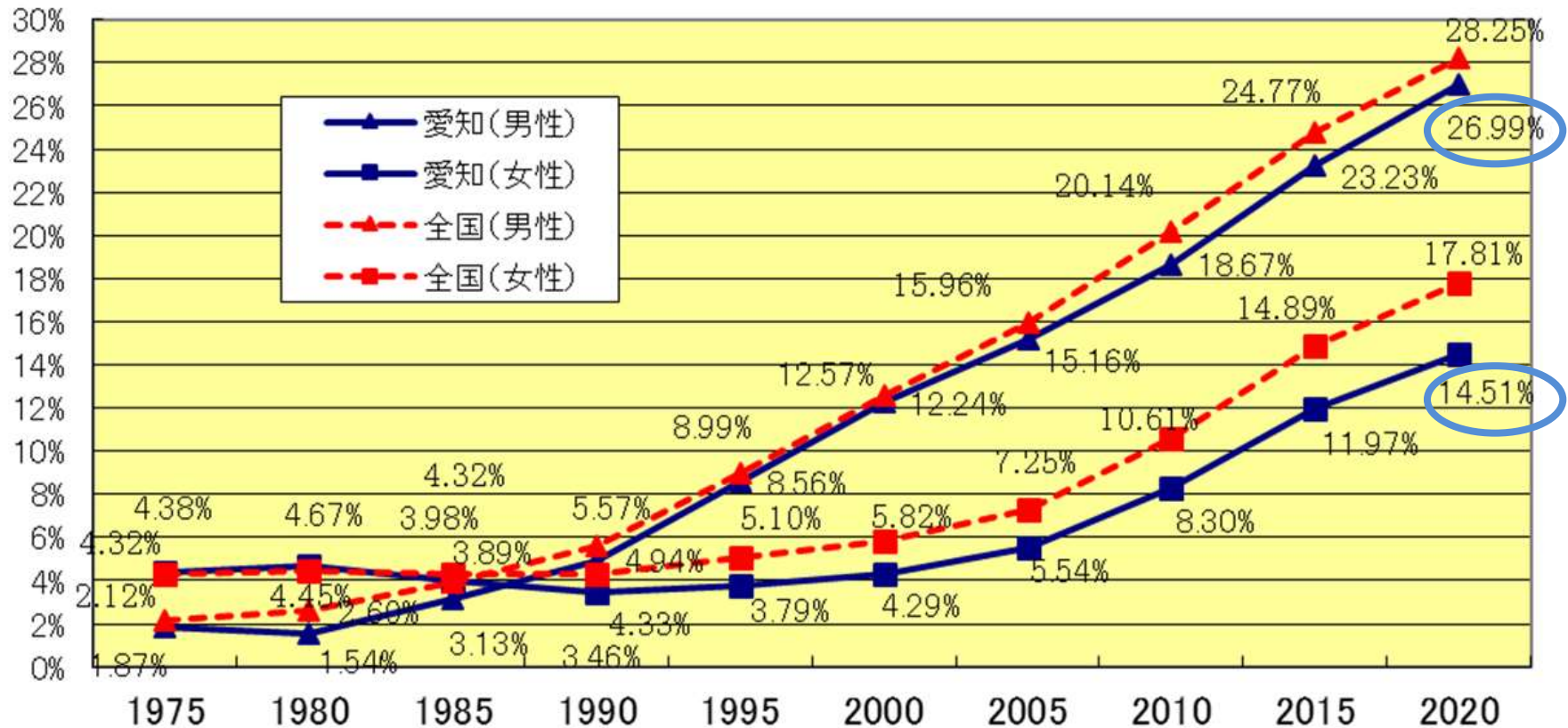
平均初婚年齢の状況

2023(令和5)年人口動態統計調査(厚生労働省)

男性・・・30.9歳（愛知県）

女性・・・29.2歳（"）

50歳時の未婚の割合(生涯未婚率)の推移



資料：総務省「国勢調査」を基に、国立社会保障・人口問題研究所の算定による。

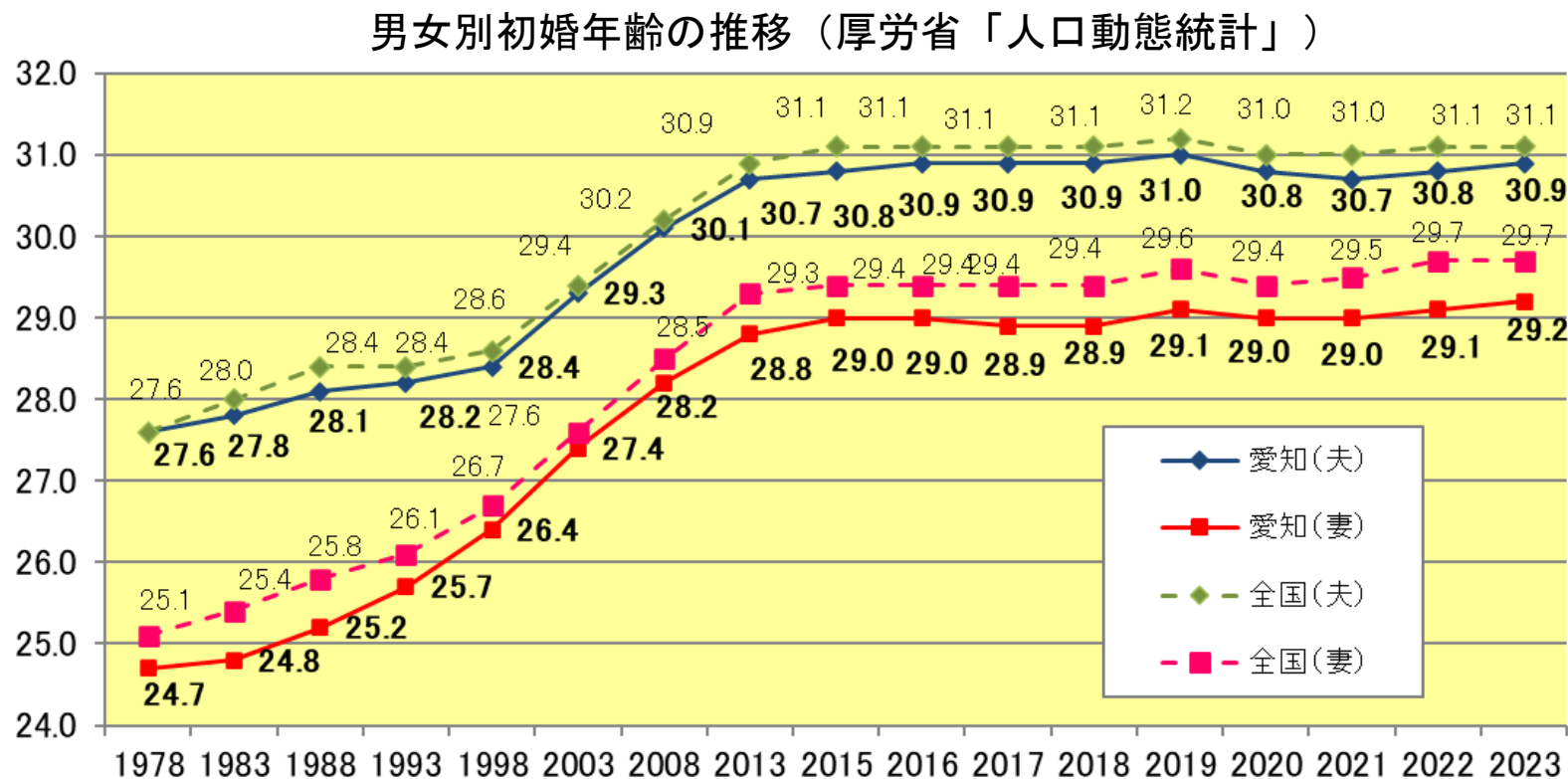
注：45歳～49歳と50歳～54歳未婚率の平均値で、50歳時の未婚率を示す。

50歳時の未婚割合は生涯未婚率とも呼ばれる。

2015年及び2020年は配偶関係不詳補完結果に基づく。

晩婚化の進行

- 20歳から30歳代の未婚率の上昇に伴い、男女とも平均初婚年齢が高くなる晩婚化が進行している。
- 2023（令和5）年（愛知県）⇒ 夫30.9歳 妻29.2歳。
- 1978（昭和53）年と比較し、夫は3.3歳、妻は4.5歳高い。全国も同様の傾向。



◆なぜ、結婚していないのか

【少子化に関する県民意識調査（2023（令和5）年10月実施）】

未婚者のうち「結婚するつもり」⇒男性69.5% 女性81.2%

【独身にとどまっている理由】

20歳代：「①結婚したい相手にめぐり会わない（31.7%）」「②まだ若すぎる（30.8%）」「③仕事や学業に打ち込みたい（28.8%）」

⇒ 結婚しない理由が多い傾向

30歳代：「①結婚したい相手にめぐり会わない（44.3%）」「①独身の自由や気楽さを失いたくない（44.3%）」「③結婚する必要性を感じない（38.6%）」

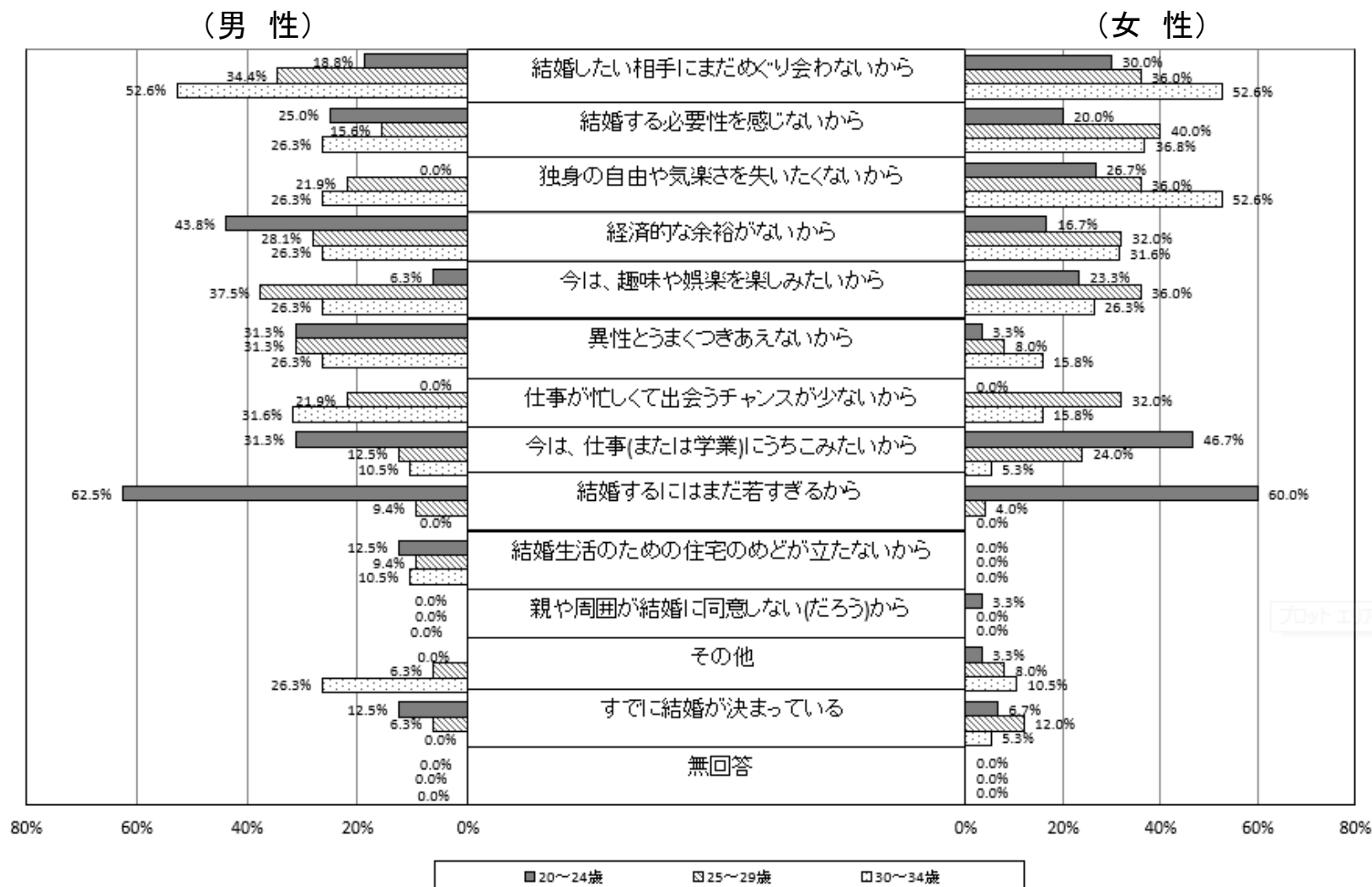
⇒ 結婚しない理由とできない理由が混在する傾向

40歳代：「①結婚したい相手にめぐり会わない（46.0%）」「②結婚する必要性を感じない（42.0%）」「③独身の自由や気楽さを失いたくない（34.0%）」

⇒ 結婚への意思が低くなる傾向

男女別20～34歳 独身にとどまっている理由（3つ以内選択）

男性N=67、女性N=74



独身者の結婚に対する意識の変化

2023年10月調査

未婚者のうち「結婚するつもり」
男性69.5% 女性81.2%

【独身でいる理由】

①結婚したい相手にまだめぐり
会わないから 38.5%

②結婚する必要性を感じないか
ら 32.9%

③独身の自由や気楽さを失いた
くないから 32.1%

④経済的な余裕がないから
28.6%

2018年10月調査

未婚者のうち「結婚するつもり」
男性81.0% 女性85.5%

【独身でいる理由】

①結婚したい相手にまだめぐり会
わないから 41.5%

④結婚する必要性を感じないか
ら 19.9%

③独身の自由や気楽さを失いた
くないから 22.3%

②経済的な余裕がないから
22.9%



2 「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」について

概要

I 計画期間

2025年度から2029年度まで(5年間)

II 基本目標

県民が家庭を築き、安心して子どもを
を生み育てることができるとともに、
全ての子ども・若者が身体的・精神的・
社会的に幸福な生活を送ることが
できる社会の実現



全274ページ

Ⅲ 施策の基本的な考え方

◆ 計画の位置付け

- 以下の各計画で構成される、愛知県の子ども・若者・子育てに関する総合的な計画として位置付け、様々な視点の支援や対策を一体的に連携して行うことにより、子ども・若者・子育てに関する課題の解決を目指します。

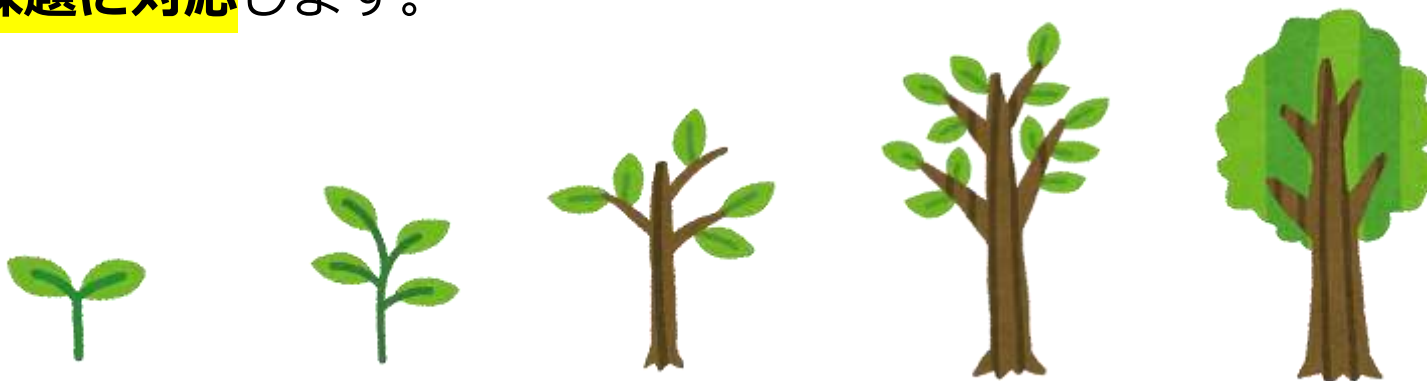
視 点	計画名称	根拠規定等	備考
子ども・若者 (こどもまんなか) 少子化対策	都道府県こども計画	こども基本法第10条	本計画に 位置付け (※)
	基本計画	愛知県少子化対策推進条例第6条	
	地域行動計画	次世代育成支援対策推進法第9条	
	子ども・若者育成計画	子ども・若者育成支援推進法第9条	
子どもが輝く 未来の推進	子どもが輝く未来推進計画 (子どもの貧困対策推進計画)	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進 に関する法律第10条	一体的に 策定
幼児教育・保育	子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第62条	
虐待防止	児童虐待防止基本計画	愛知県子どもを虐待から守る条例第10条	
ひとり親支援	自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条	
母子保健	母子保健計画	厚生労働省子ども家庭局長通知 「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び 計画策定指針について」(2023.3)	
社会的養育	社会的養育推進計画	こども家庭庁支援局長通知「都道府県社会的 養育推進計画の策定要領」(2024.3)	

※内容が本計画の全般に関わり、こども大綱の基となった3つの大綱（少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱）に関わる計画について「位置付ける計画」とします。

◆ライフステージに応じた取組

○ 出産・子育て期だけではなく、職業観を形成する児童・青少年期も含め、中長期的な視野に立った総合的な少子化対策を推進する必要があることから、**若者の就学・就職、結婚・妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた課題に対応した施策を実施**します。

○ また、「こども大綱」を踏まえ、子育て期を子ども・若者への支援と子育て家庭への支援に分け、子ども・若者への支援を更に「ライフステージ別の施策」（誕生前・乳幼児期、学童期・思春期、青年期）、「ライフステージを通じた施策」に区分けします。**特定のライフステージのみでなく、ライフステージ全体を通して対処すべき課題に対応**します。



◆子ども・若者の社会参画や意見反映の推進など社会基盤の整備

- こども基本法や児童の権利に関する条約の趣旨や内容の周知に取り組むなど、**子どもの権利に関する理解促進**を図ります。
- また、こども基本法の理念を踏まえ、**子ども・若者の意見を聴いて施策に反映することや、子ども・若者の社会参画**を進め、「子どもや若者ととともに社会をつくる」ことを目指します。
- その他、施策の実効性を高めるため、地域における住民、NPO、企業等の多様な主体との協働の推進や県民・企業が一体となって応援する気運の醸成など、**社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくり**に取り組みます。

◆県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現

- 子育ての最も重要な責任を有する父母その他の保護者を支えるため、県のみならず県民や企業、市町村、地域社会それぞれが主体となり一丸となって、**県全体で子どもの成長や子育てを応援していく社会の実現**を目指します。

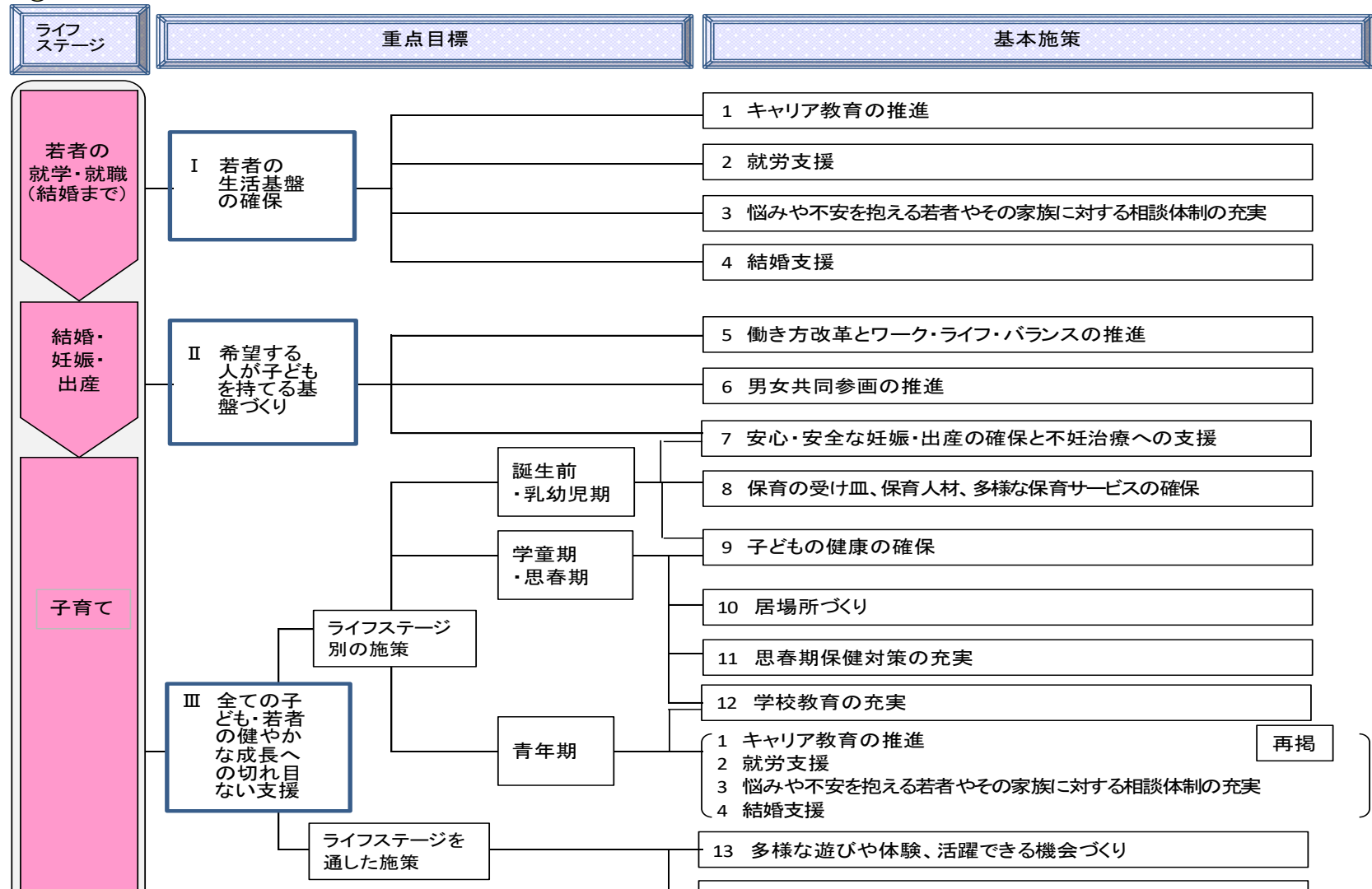
Ⅳ 重点目標

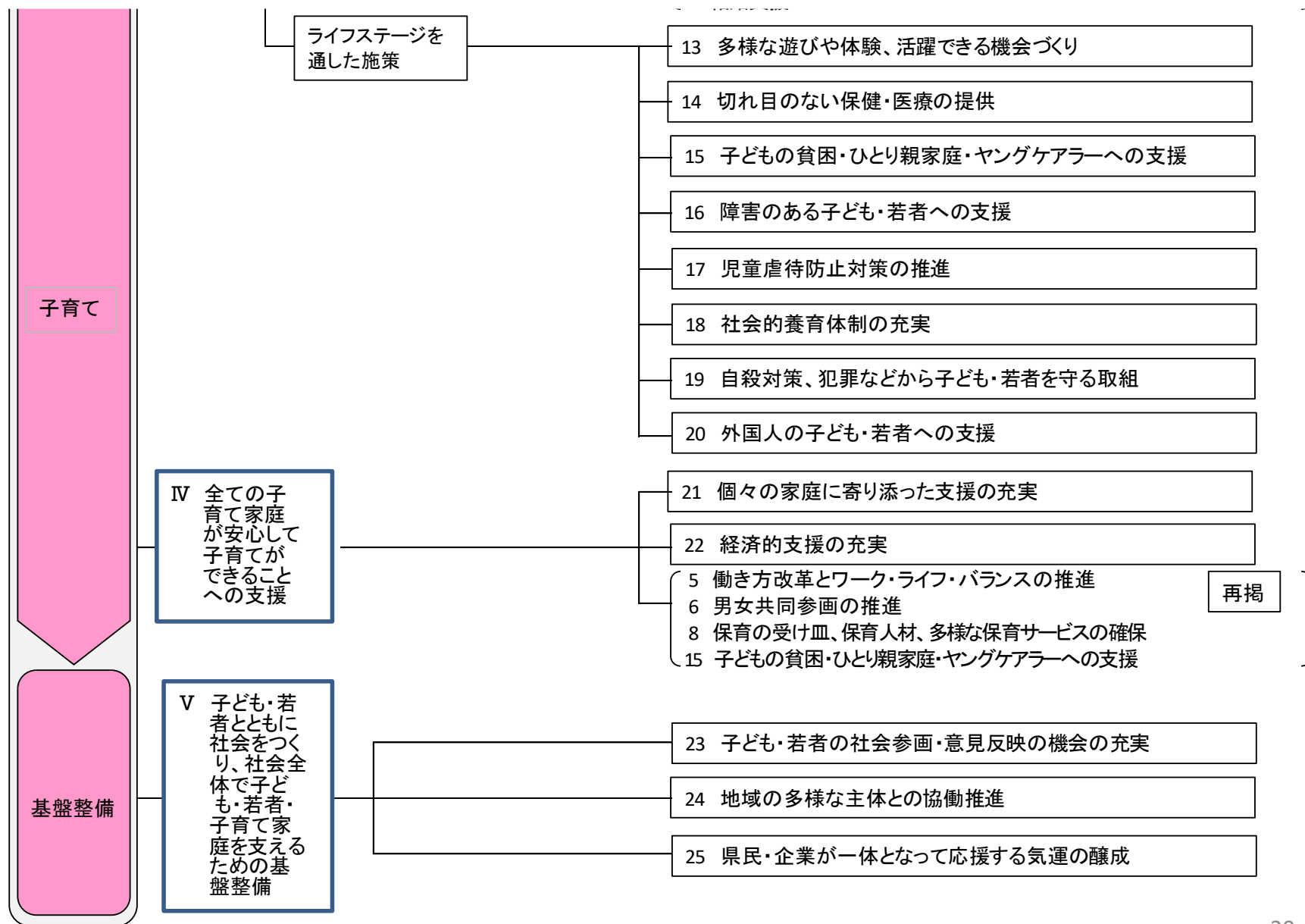
- 1 若者の生活基盤の確保
- 2 希望する人が子どもを持てる基盤づくり
- 3 全ての子ども・若者の健やかな成長への切れ目ない支援
- 4 全ての子育て家庭が安心して子育てができることへの支援
- 5 子ども・若者とともに社会をつくり、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えるための基盤整備



◆はぐみんプランの体系（全体）

基本目標 県民が家庭を築き、安心して子どもを生み育てることができるとともに、
全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現





3 愛知県の取組

喫緊の課題である少子化対策を強力に推進します

予算額 13,582,653千円

と り ま と め
福祉局子育て支援課
子ども政策グループ
内線 3209・3462
(ダイヤルイン)052-954-6106

1 結婚を希望する若者への支援	547,926千円
○ 少子化対策推進事業費 大規模婚活イベントの開催、結婚支援センターの運営、少子化対策及び結婚新生活支援を実施する市町村への支援 等	
2 妊娠期からの切れ目ない支援	869,164千円
○ 出産・子育て応援事業費補助金 255,584千円 経済的支援を実施する市町村への支援	
○ 子育て応援給付金支給費 593,468千円 県独自に低所得世帯を対象とし、1歳6か月児健診及び3歳児健診時にそれぞれ5万円を給付	
【保健医療局関係】	
○ 女性健康支援事業費 20,112千円 不安を抱える妊婦等に対する相談支援の実施 等	
3 男性の育児休業の取得促進	769,139千円
【労働局関係】	
○ 中小企業男性育児休業取得促進事業費 男性従業員が育児休業を取得した中小企業等に対する奨励金の支給、職場環境の整備に向けたアドバイザーの派遣 等	

4 幼児教育・保育の質の向上	537,411千円
○ 1歳児保育実施費 112,216千円 1歳児に対する保育士の配置を基準よりも充実する市町村に対して、必要な保育士の人件費を助成（※施設型教育・保育給付費等により支援を受けるものを除く）	
○ 保育士配置改善事業費（新規） 93,120千円 安心して子どもを預けられる体制を整備するため、保育士の配置を基準よりも充実する市町村に対して、必要な保育士の人件費を助成	
○ 第二子保育料無料化等事業費補助金 332,075千円 第二子以降の3歳未満児の保育料を無料化又は軽減する市町村に対し、その経費を助成 ＜拡充＞対象児童について、第三子以降を第二子以降に拡大（※2025年10月から実施）	
5 その他の事業	10,859,013千円
○ 子ども医療事業費補助金 8,458,625千円	
○ 母子・父子家庭医療事業費補助金 2,341,721千円	
○ 里親支援事業費 58,667千円	

結婚支援の取組を積極的に推進します

予算額 58,853千円

福祉局子育て支援課
子ども政策グループ
内線 3209・3755
(ダイヤルイン) 052-954-6106

結婚を希望する若者の出会いの場を創出するため、大規模婚活イベントを開催するとともに、民間の非営利団体が開催する婚活イベントへの補助や、マッチング支援などを行う結婚支援センターの運営により、結婚支援の取組を強化します。

県・民間による出会いの機会の提供

14,455千円

1 県主催大規模婚活イベントの開催 9,455千円

- 日程 2025年6月(予定)
- 場所 愛・地球博記念公園
- 参加者 県内在住・在学・在勤の20歳以上40歳未満の独身者400人



「モリコロパーク de 大規模婚活2024」
(2024年10月12日(土)開催)

2 民間婚活イベントへの補助 5,000千円

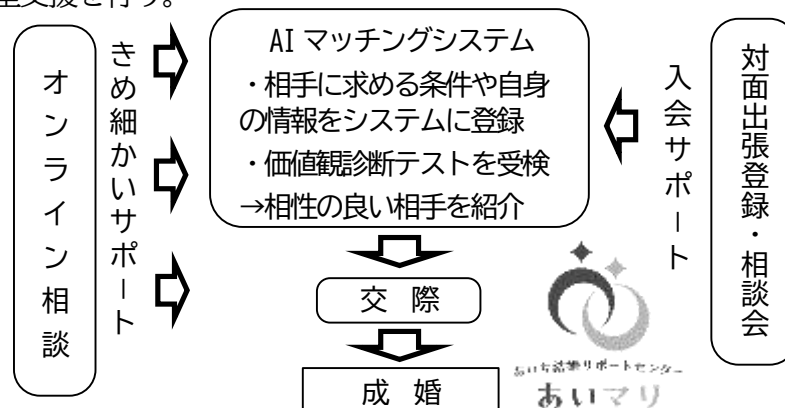
- 対象 出会い応援団(非営利団体に限る。)が実施する定員10名以上の婚活イベント
- 対象団体数 25団体
- 補助額 1団体20万円(上限)

マッチング支援・成婚までの伴走型支援

44,398千円

1 オンライン型結婚支援センターの運営 39,935千円

2024年11月に開設した「あいち結婚サポートセンター」において、AIマッチングシステムを活用したマッチングを行うとともに、マッチングから交際、成婚に至るまで、オンライン相談による伴走型支援を行う。



2 結婚支援コンシェルジュによる市町村等の取組支援等

4,463千円

結婚支援コンシェルジュによる市町村等の結婚支援の取組への働きかけ、サポートを行う。

(1)結婚支援推進事業

○愛知県主催大規模婚活イベントの実施



(2025年度イベントポスター)



(2024年10月 イベントの様子)

○あいち結婚サポートセンター「あいマリ」

あなたの婚活
愛知県が応援します

あいち結婚サポートセンター
あいマリ

あいち結婚サポートセンター(あいマリ)は、結婚を希望する独身の方の出会いから成婚までをサポートするため、愛知県が開設したオンライン型の結婚支援センターです。

AIによるお相手の紹介
相手に希望する条件やEQアセスメント(面接観察テスト)の結果から、ご本人と相性が良いと思われる相手とAIが自動で紹介します。

専門の相談員による
伴走型支援
出会いから成婚に至るまでの難関に関する様々な相談にスマートフォンやパソコンを通じて相談員が対応し、あなたに寄り添った支援を提供します。

安心して活動できる
入会時には、雇用保険失業給付明細書によるご本人の確認と、住所証明書や収入証明書などの提出が必要です。真剣に結婚を望んでいる方のためのセンターです。

登録料
無料

愛知県
タメニー株式会社
TEL 052-898-4224

あいち結婚サポートセンター
https://ai-marriage.pref.akichi.jp
受付時間(相談員の対応時間)
月・木・金/12:00~20:00 | 火・水・土・日/10:00~18:00 | 年末年始は休所
※19歳未満の方はご利用できません。

愛知県では、結婚を希望する方に、1対1の出会いの機会の提供と、成婚までの伴走型サポートを行うオンライン型の「あいち結婚サポートセンター」(愛称「あいマリ」)を、2024年11月1日にWeb上に開設しました。

このセンターでは、**AIを活用したマッチングシステムを導入するとともに、マッチングから交際、成婚に至るまで、オンライン相談による伴走型の支援を無料で行います。**

対象：愛知県内在住、在勤、在学又は今後愛知県に移住する意思のある方で、結婚を希望する18歳から概ね49歳までの独身の方。

あいこんナビ

婚活イベントを企画する団体を「出会い応援団」、従業員の結婚支援に積極的な団体を「婚活協力団体」として登録し、結婚支援ポータルサイト「あいこんナビ」を利用して結婚を希望する婚活協力団体の従業員等に出会いの場を提供します。

婚活イベントや婚活に役立つ情報を掲載。一般の方も広く利用できる婚活応援サイトです。



このサイトの使い方 ● お知らせの読み込み ● よくある質問 ● 関連リンク

AiconNavi

あいこんナビ

婚活支援ポータルサイト

「あいこんナビ」は結婚を希望する皆さんを支援するため市町村や民間非営利団体が実施するイベント情報などを愛知県が公開するポータルサイトです。

Google 検索

婚活協力団体 ログイン

出会い応援団・プラチナ出会い応援団 ログイン

まずは出会いから。初めの一步を踏み出そう。

ホーム イベント検索 はじめての方へ 婚活うはたしなみ講座 婚活イベントレポート 利用者の声 成婚者応援 出会い応援団・プラチナ出会い応援団紹介・登録 婚活協力団体紹介

あいこんナビご利用を検討中の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、いわゆる「3つの密」がそろそろ場への外出や集まりの制限につきましては、内容等や、ご自身の健康状態を踏まえた上で慎重にご参加をご検討ください。

イベント等主催者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、今後の社会情勢や、会場の状態等を踏まえ、イベント開催の休業・延期等についておご連絡いたします。ご理解いただきますようお願いいたします。また、開催する場合には、参加者への手洗いの徹底やアルコール消毒等の措置、風邪のような症状のある方には参加しないよう依頼するなど、感染拡大防止に向けた対策をお願いします。

開催間近の募集中イベント Deadline Upcoming Events

会場 名古屋市内 尾張 知多 西三河 東三河

開催日：2024年09月16日（月）から2024年12月28日（土） 名古屋市内 西三河 女性20代前半～30代後半 男性20代前半～30代後半

【三河出張カウンセリング】理想の結婚を叶えたい20代30代前半世代カウンセラーによる婚活無料相談会

開催場所：三河地域のカフェなど出張カウンセリングオンライン予約可能（三河エリア内）

お問い合わせ：0565-2411111 / 0565-2411112 / 0565-2411113 / 0565-2411114 / 0565-2411115 / 0565-2411116 / 0565-2411117 / 0565-2411118 / 0565-2411119 / 0565-2411120

イベントカレンダー Calendar

2024年 11月

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

---イベント集中(4日)(複数件)---
---イベントがある日---

イベント一覧を開く

はじめの方へ

(2) 愛知県の子育てポータルサイト「はぐみんネット」 <https://hagumin-net.pref.aichi.jp/> (PC版)



(スマートフォン版) <https://hagumin-net.pref.aichi.jp/sp/imdex.html>



(3) 子育て家庭優待事業「はぐみんカード」

はぐみん
カード
とは

子育て家庭に配布される「子育て家庭優待カード」で、県内の協力店舗・施設「はぐみん優待ショップ」で提示すると、ショップが独自に設定する商品の割引やサービスなど、様々な特典が受けられるカードです。

「はぐみんカード」は、愛知県内（名古屋を除く）に在住の18歳未満の子どもを保護者または妊娠中の方を対象に市町村から配布しています。



通常のカード



多子世帯向けカード

2025年3月
デジタル化!!



これまでの紙カード
も使えます!!



ぴよか(名古屋市)

(4) 子育て応援の日（はぐみんデー）



1 目的

第1回愛知県少子化対策推進会議で採択された「あいち子育て応援宣言」の趣旨にのっとり、県民一人ひとりが具体的に行動することを通じて、県民が家庭を築き、子どもを生み育てることに夢を持つことができる活力ある豊かな明日の愛知の実現を目指す。

「おうちでごはんの日」が19日であることと、育児のいく（19）をかけて、子育て応援の日（はぐみんデー）を毎月19日とします。

2 実施内容

子育て家庭で、職場で、地域で、県民一人ひとりが子育てを支えていく取組を積極的に実施する。

- ・ 実施日：毎月19日
- ・ 毎年11月は「子育て応援の日（はぐみんデー）普及推進強化月間」



1

こんなあなたに

離乳食って
どうすればいいの？初めての出席
不安がいっぱいともだちと
あそびたい

すべてのこどもと子育てにもっと笑顔を

子育て支援の充実

伴走型相談支援（10万円相当の経済的支援も）や
産後ケア。こども誰でも通園制度で
切れ目なく寄り添った育児支援で安心して子育て。
すべてのこどもの育ちを応援します。



2

こんなあなたに



子育てにはお金がかかる

子育て世帯の家計を応援

児童手当

児童手当の所得制限撤廃・高校生年代までの支給期間延長・
第3子以降の大幅増額（3万円）、
住宅支援の強化、雇用保険の適用拡大、年金保険料免除など。
あらゆる角度から、子育て家計を応援します。



3

こんなあなたに

うちの会社、育児制度
使ってる人みたことない夫の帰りはいつも遅い
私だって働いているのにワンオペ育児
もう限界

パパ育児を当たり前に！

「共育て」応援します

子の出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得した場合の
育児休業給付の給付率を上げます（手取り10割相当）。

育児をとりやすく、時短勤務を選択しやすく。

看護休暇をもっととりやすく。学級閉鎖や入学式などでも使える！



4

こんなあなたに



生活が苦しい

進学したいけれど
大丈夫かなひとり親家庭や貧困に直面することもたちが
将来の夢を実現できるように

学びも生活も支援を充実

児童扶養手当の拡充や、ひとり親の方への就業支援等の充実、
ひとり親家庭などのこどもたちへの学習支援の拡充など、
多面的に支援します。



5

こんなあなたに

どこにも
居場所がないこどもの育ちに
不安

こども・若者や、障害のあるこどもへの 地域支援体制強化

様々な機会・場所での「気づき」から専門的支援に
早くしっかりつながる体制に。

障害児や医療的ケア児の保育所等の受入体制もさらに充実。

こども・若者への安全な居場所づくりも進めます。



6

こんなあなたに

この子たちが
大学に入った時
ちゃんと学費払えるかな

大学も安心

高等教育費の負担軽減

多子世帯（扶養の子が3人以上の世帯）や
理工農系の学生等へ対象が拡大されたり（24年度～）

こどもが3人以上いても家庭が負担する

大学授業料等が2人分以下になったり（25年度～）など。

大学等進学に挑戦できる方が増えます。



(2) こども基本法 (2023.4.1施行)

こども基本法の概要	
目 的	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。
基本理念	① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備
責務等	こども政策推進会議
○ 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力	○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置 ① 大綱の案を作成 ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進 ③ 関係行政機関相互の調整 等
白書・大綱	○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる
○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定 (※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)	附則
基本的施策	施行期日：令和5年4月1日 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討
○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映 ○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ○ 関係者相互の有機的な連携の確保 ○ この法律・児童の権利に関する条約の周知 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等	

目的（第1条）

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

- ◆ これまで、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけています。
- ◆ 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務です。
- ◆ このため、こども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定されました。

定義（第2条）

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

◆ 「こども施策」とは、①「こどもに関する施策」と②「一体的に講ずべき施策」からなります。

◆ ①「こどもに関する施策」とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策を指すものと解されます。その具体的な例が、第2項各号に列記されています。

◆ ②「一体的に講ずべき施策」とは、例えば、以下の施策が含まれると解されます。

- ✓ 主たる目的はこどもの健やかな成長に対する支援等ではないが、こどもや子育て家庭に関係する施策（例：国民全体の教育の振興、仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備、小児医療を含む医療の確保・提供）
- ✓ 「こどもに関する施策」と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（例：若者の社会参画支援、就労支援、社会生活を営む上で困難を抱える若者支援）

基本理念（第3条）

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

- ◆ 1号から4号においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されています。
- ◆ 上記に加え、こどもの養育を担う大人や社会環境に係る規定として、5号ではこどもの養育について、6号では子育てについて、それぞれ、定められています。

こども大綱（第9条）

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6・7 （略）

◆ こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものです。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることになります。

◆ こども大綱により、従来の3つの大綱が1つになることから、政府全体として、統一性のある大綱の下で、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくことになります。また、行政の事務負担の軽減を図ることにもなります。

○こども大綱 (2023.12.22閣議決定)



都道府県こども計画、市町村こども計画（第10条）

（都道府県こども計画等）

- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

◆ 都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられています。

こども等の意見の反映（第11条）

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- ◆ 国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めています。
- ◆ ここでいう「国」とは、行政府だけではなく、立法府や司法府も含まれるものと解されます。
- ◆ ここでいう「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解されます。

こども等の意見の反映（第11条）

- ◆ 児童の権利に関する条約第12条では、個々のこどもに直接影響を及ぼす司法上・行政上の決定・措置に関する手続において当該こどもに対して意見を聴取する機会が与えられることが定められています。この趣旨を踏まえ、本法第3条第3号が規定されています。
- ◆ 一方、本法第11条は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなる「こども施策」、つまり、こどもの成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策に対し、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを求めています。
- ◆ こどもの意見を反映させるために必要な措置については、当該施策の目的等によって様々であると考えられますが、例えば、以下のような手法が想定されます。
 - ✓ こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施。
 - ✓ 審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画の促進。
 - ✓ こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくり。

○こども等の意見反映

どうも登録受付中
しょうがくせい たい 小学生～20代のみなさん！

こども若者★いけんぷらす



わがもの さまごま はうほう じぶん いけん ひょうめい
こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、
しゃかい さんみ おもしろ とくき
社会に参加することができる、新しい取組をスタートします。

この取組に参加して、こども・若者にかかわる様々なテーマについて
広く意見を伝えてくれる「ぷらすメンバー」を大募集！

たいしょう 対象
2023年4月時点で小学生～おおむね20代までの
こども・若者のみなさん
(1993年4月2日生まれ～2017年4月1日生まれの方)

どうも登録
▼くわしい案内・登録はコチラから



※専用Webページの申し込みフォームより
登録いただけます。
<https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus>

さくせい たいめん ばんばん せい
作成：内閣官房 こども家庭庁設立準備室 こどもの意見担当
(2023年4月以降、こども家庭庁)

こども家庭庁
こども家庭庁は令和5年4月1日に設置されます。

・出典：こども家庭庁

愛知県こども計画

はぐみんプラン 2029 (仮)

子ども・若者向けパブリックコメント
～みなさんからの意見を募集します～

愛知県では、子ども・若者・子育てに関する
様々な課題の解決を目指すための取組をまとめた
「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029(仮称)」(案)
を作成し、その案をもとに、
子ども・若者のみなさん向けに資料を作成しましたので、
資料を読んで気づいたことや考えたことなど、
みなさんからの意見を募集します。

- 意見の募集期間
2024年12月19日(木)～2025年1月17日(金)まで
- 対象者
愛知県に住んでいる、
おおむね小学校高学年～30歳未満までの子ども・若者
- 意見の提出方法
右の二次元コードを読み取って愛知県のHPIにアクセスし、
資料を読んでいただき、気づいたことなどを
オンライン・メール・郵送のいずれかの方法で
意見として提出してください。

問合せ先：愛知県福祉局子育て支援課子と
☎052-954-6106
メールアドレス：kosodate@pref.a

愛知県こども計画

はぐみんプラン 2029 (仮)

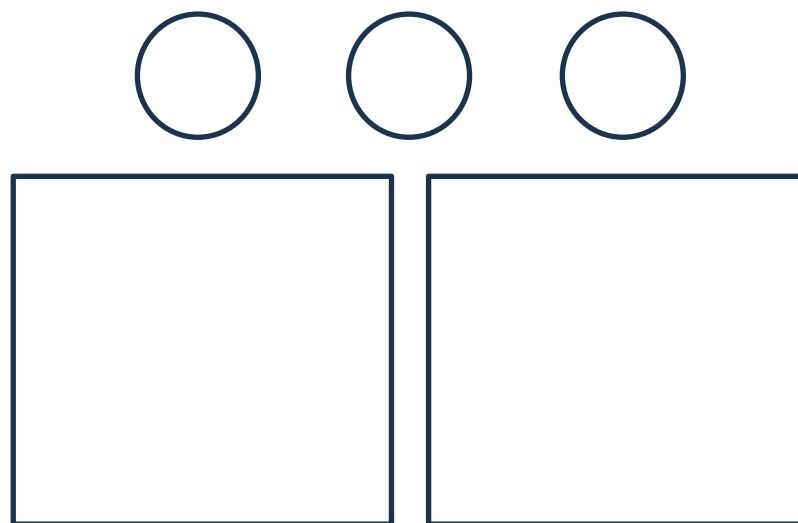
子ども・若者向けパブリック・コメントの
実施結果及びフィードバックについて



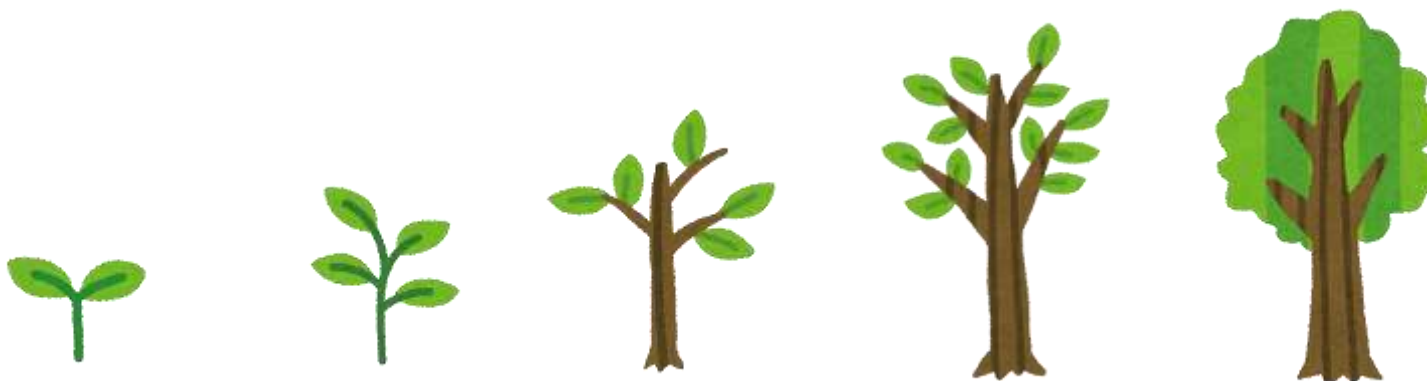
愛知県

大切なことは・・・

子どもの



の擁護
の保障



5 おわりに



誰もが安心して子どもを生み育てることができ、次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指します。



ご清聴ありがとうございました。



愛知県福祉局子育て支援課